Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第26回 成年後見制度利用促進専門家会議	
令和８年11月16日	参考資料７

令和９年度概算要求概要

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

成年後見制度利用促進関係予算（令和９年度概算要求）

		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の策定		●市町村計画策定費の地方交付税措置	―	―
新しい成年後見制度を見据えた地域の権利擁護支援体制の確保		●市町村における中核機関整備・運営費の地方交付税措置 ○地域における権利擁護支援体制の整備推進事業8.8億円（6.2億円）	―	―
担い手の確保・育成	市民後見人の育成（養成研修等）	―	○権利擁護人材育成事業 （地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円（86億円）の内数）	ー
	法人後見の支援（研修、専門職との連携体制整備等）	―	―	○法人後見支援事業・法人後見養成研修事業 （地域生活支援事業費等補助金626億円 （505億円）の内数）
成年後見制度利用（申立費用、後見等報酬）の助成		―	○成年後見制度利用支援事業（高齢者） （地域支援事業交付金1,857億円（1,807億円）の内数）	○成年後見制度利用支援事業（障害者） （地域生活支援事業費等補助金626億円 （505億円）の内数）
成年後見制度の広報・啓発		―		○成年後見制度普及啓発事業（障害者） （地域生活支援事業費等補助金626億円 （505億円）の内数）
日常生活自立支援事業の体制整備、頼れる身寄りがいない高齢者等を支援する事業		○日常生活自立支援事業の体制整備 49億円（38億円） ○頼れる身寄りがいない高齢者等の課題に対応するための取組6.4億円（ー）	―	―
高齢者や障害者の権利擁護等に関する国の取組（国研修、調査研究等）		○成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業 0.3億円（0.2億円） ○成年後見制度利用促進体制整備研修事業 0.6億円（0.5億円） ○広報・相談体制強化事業 1.2億円（1.0億円）	―	―

※（ ）内は、前年度当初予算額

新しい成年後見制度を見据えた地域の権利擁護支援体制の確保、頼れる身寄りがいない高齢者等の支援の推進

令和9年度概算要求額　66億円（46億円）（内は前年度当初予算額　　令和7年度補正予算額　9.9億円

○　第221回特別国会において改正された社会福祉法や民法等を踏まえ、関係する法制度の円滑な施行等に向けた地域の権利擁護支援に係る体制の充実・強化が急務である。

○　このため、日常生活自立支援事業に従事する専門員等の処遇改善、人員体制の拡充等の体制整備を図るとともに、改正社会福祉法により創設される、頼れる身寄りがいない高齢者等や判断能力が不十分な者を支援する「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の施行に向けた試行的事業（令和7年度補正予算措置）を引き続き実施する。

○　改正社会福祉法により法定化された、地域における権利擁護支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」の市町村における立ち上げ・機能強化等を推進するとともに、都道府県による市町村への支援機能の強化を促す。

○　また、改正民法による新しい成年後見制度の施行を見据え、制度の広報や実務を担う人材の研修等の充実を図る。

1. 日常生活自立支援事業の体制整備、頼れる身寄りがいない高齢者等を支援する事業の試行実施について

現行事業において待機者が存在するといった課題の解消や、改正社会福祉法により創設される「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の施行も見据えて、人員体制の拡充等の支援体制の整備を図る。

○　日常生活自立支援事業における、従事者の処遇改善や専門員の専任化の推進等の体制整備。

○　「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」を円滑に実施するための社会福祉協議会における試行実施の支援等。

2. 地域権利擁護相談支援センターを中心とした地域連携ネットワークづくりの推進について

成年後見制度の見直しを見据え、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備の推進や、相談支援体制の確保を図る。

○　社会福祉法改正により、新たに位置づけられる「地域権利擁護相談支援センター」の立ち上げや機能強化の推進。

※　地域権利擁護相談支援センターの運営費等については、地方交付税措置されており、別途事業に必要な措置を要求。

○　都道府県による市町村支援体制の強化。（アドバイザーの派遣等の後方支援等）

3. 高齢者や障害者の権利擁護等に関する国の取組強化（広報等の強化）について

○　制度改正等に伴う国による広報の充実（ポータルサイト「成年後見制度はやわかり」のリニューアル、当事者にも分かりやすい広報資料の作成）

○　国が実施する研修の充実（「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に対応するための行政や支援者等の人材養成）

○　社会福祉法改正の円滑な施行に向けた調査研究等の実施（「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」のガイドラインの策定、好事例の横展開等）

拡充 日常生活自立支援事業の体制整備、頼れる身寄りがいない高齢者等を支援する事業の試行実施

（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：日常生活自立支援事業）

社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和9年度概算要求額　55億円（38億円）（内は前年度当初予算額

※そのほか、身寄りのない高齢者等の課題に対応するための施行事業　令和7年度補正予算額　7.1億円

困窮補助金

1 事業の目的

○ 認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、あわせて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う専門員等の処遇改善等を推進する。

○ 改正社会福祉法により創設された「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の施行も見据え、頼れる身寄りがいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、円滑に入退院・入退所をするための手続や死後事務等を行う試行的な事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

1 現行の日常生活自立支援事業における取組
（1）福祉サービス利用援助事業
（2）福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業
（3）福祉サービス利用援助事業の普及・啓発

（事業内容）
（1）認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、併せて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う。
（2）福祉サービス利用援助事業の従事者に対する研修等を行う。

上記に加え、以下の取組（4）～（8）を行った場合に、以下を上限額（事業費ベース）の目安として加算。

（4）処遇改善の取組（専門員・生活支援員）　実施主体1ヶ所あたり30,000千円

プラン作成等を担う専門員及び生活援助を担う生活支援員の処遇改善（賃上げや専任化の推進等）のための取組。



（5）日常生活自立支援事業の業務への市民後見人の参入・活用推進の取組　実施主体1ヶ所あたり600千円

日常生活自立支援事業の生活支援員として、市民後見人の参入を推進する取組。





（6）頼れる身寄りがいない高齢者等の課題に対応するための試行事業
（①入院・入所等の円滑な手続等支援、②死後事務の支援）



①または②いずれか実施：6,000千円
①と②を両方実施：12,000千円
（※）委託先1ヶ所あたり

日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を試行的に行う。

（7）運営適正化委員会等を活用した苦情等の体制整備の取組　実施主体1ヶ所あたり600千円

上記（6）試行事業と連携して、運営適正化委員会の連携により、課題や解決を行い事業の適正化を検証する取組。



※別途、上記（6）施行事業と連携して、運営適正化委員会における支援体制の拡充を行う。

（8）適切な実施のための地域の課題の把握等の調査研究、立ち上げのためのコンサルティング事業の活用

実施主体1ヶ所あたり10,000千円

社会福祉法の法施行等に向け、適切な実施のための地域の課題の把握等の調査研究、立ち上げのためのコンサルティング事業の活用を行う。

2 専門員等が支援に注力するための生産性向上（AIプラン作成等のICT）に関する民間団体が行う調査研究　25,000千円

＜実施主体＞
1 ・都道府県（政令市）社会福祉協議会
※ 事業の一部を委託可
2 民間事業者への公募

＜補助率、負担割合＞
国 1/2、都道府県・指定都市1/2
※ 2については、国による公募（10/10）

1に関する補助金
交付スキーム
（2は国からの直接補助）

国 （交付要綱の作成等）

↓ 補助

都道府県 / 指定都市

↓ 補助

都道府県社協 / 指定都市社協

↓ 委託等可

市区町村社協等

拡充

地域権利擁護相談支援センターを中心とした地域連携ネットワークづくりの推進
（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「地域における権利擁護支援体制の整備推進事業」）

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和9年度概算要求額　8.8億円（6.2億円）（内は前年度当初予算額

困窮補助金

※そのほか、成年後見制度利用促進体制整備推進事業（中核機関のコーディネート機能強化）等　令和7年度補正予算額　2.8億円

1 事業の目的

○ 今般の社会福祉法の改正において、中核機関を新たに「地域権利擁護相談支援センター」として法定化。令和9年4月の施行に向けて、「地域権利擁護相談支援センター」の設置や相談支援等の体制整備は喫緊の課題であり、国が後押しすることで市町村の体制整備を図る。
※　中核機関の設置状況（令和7年4月1日現在）：1,340市区町村（77.0%）（注）第二期成年後見制度利用促進計画のKPIは、全市町村での設置が目標。

○ 民法改正による成年後見制度の見直しを見据え、地域連携ネットワークの整備を推進するとともに、権利擁護にかかる相談支援体制の確保を図る。

○ あわせて、国が都道府県を後押しすることで、市町村に対する都道府県のバックアップ体制の強化を図る。

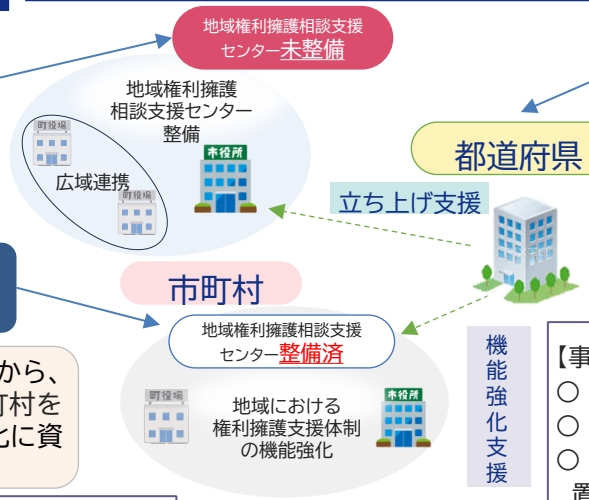
2 事業の概要・スキーム、実施主体等

(1)地域権利擁護相談支援センター立ち上げ支援事業

「地域権利擁護相談支援センター」の立ち上げに向けた検討会の実施等を行う市町村への補助を行う。

(2)地域権利擁護相談支援センター機能強化等地域における権利擁護支援体制の整備推進事業

「地域権利擁護相談支援センター」の機能強化を図る観点から、受任者調整や関係機関間の連携強化等の取組を行う市町村を支援するとともに、意思決定支援等の権利擁護支援の強化に資する研修等を行う市町村への補助を行う。



(3)都道府県による市町村機能強化事業

管内市町村の体制整備等の取組を進めるため、都道府県単位の「協議会」を設置して支援策を検討するなど、市町村支援機能の強化を図る都道府県を支援する。また、意思決定支援等の権利擁護支援の強化に資する研修や、権利擁護支援に係る施策間の適切な連携を図る都道府県に対する補助を行う。

【事業内容】
○ 「地域権利擁護相談支援センター」の調整機能や受任者調整等のほか、対応困難事案の支援の円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど、既設の「地域権利擁護相談支援センター」の機能強化を行う。【1,000千円／1取組】
＜取組例＞
調整体制の強化、受任者調整の仕組み化、対応困難事案の支援円滑化、広域連携の実施、意思決定サポーター等の取組支援等）

○ 意思決定支援研修の実施 【1,000千円】
※ その他権利擁護支援の強化を図る研修 【300千円】

○ オンラインを活用した法律専門職等との効果的な支援の推進を図る取組【300千円】

＜実施主体＞
(1)(2)市町村
(3)都道府県

＜1自治体あたり上限額＞
(1)600千円
(2)6,000千円
(3)12,000千円

＜補助率＞
1/2

【事業内容】
○ 都道府県単位の協議会の設置 【1,000千円】
○ 市町村、相談センター等の職員向け研修の実施 【1,000千円】
○ アドバイザーの配置、相談窓口の設置（相談センターの広域設置の調整支援、地域連携ネットワークの推進）【5,000千円】
○ 法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組【10,000千円】
○ 法律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施【1,000千円】
○ 虐待等の支援困難な事案について公的な関与による法人後見実施のための連携体制強化の取組【5,000千円】
○ 意思決定支援研修の実施 【1,000千円】
※ その他権利擁護支援の強化を図る研修 【300千円】
○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業【5,000千円】
※指定都市も可
○ オンラインを活用した法律専門職等との効果的な支援を推進するための取組 【300千円】

拡充

高齢者や障害者の権利擁護等に関する国の取組強化(広報等の強化)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室(内線2228)

令和9年度概算要求額　2.1億円(1.7億円)※()内は前年度当初予算額

自立相談支援事業従事者養成研修等委託費

1 事業の目的

○ 社会福祉法の改正等による権利擁護に関する制度変更が、高齢者や障害者等の当事者や、支援者等の関係者に正確に届くよう、広報の充実を図る。

○ また、改正法の施行を見据えて必要な知見を有する人材を養成する必要があり、行政や支援者等への研修等の強化を図る。

○ さらに、改正社会福祉法の円滑な施行に向けて、「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」のガイドラインの策定、好事例の横展開等の調査研究等を行う必要がある。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

(1)広報等の強化(ポータルサイトの充実・活用促進)

○ 民法や社会福祉法等の改正趣旨を踏まえた、「成年後見制度はやわかり」におけるコンテンツの見直しや全面的な改定。

また、当事者や団体等に対しても、わかりやすい資料や丁寧な情報発信が必要。今後、法務省や最高裁等と連携しながら、当事者や家族、団体、支援者等の関係者への分かりやすいリーフレット等の作成等、広報の強化を行う。

○ 新制度の円滑な施行に資するよう、自治体等の支援窓口「Kねっと」(自治体等からの相談対応等や個別のコンサル、ニュースレターの発出等)を設置し、国による自治体や支援者の支援体制の確保を図る。
(例)自治体等からの相談窓口の設置、自治体や社協との定期的な意見交換会、オンライン会議の開催　等

(2)その他(調査研究、国研修等)

○ 「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の施行に向けた試行的事業の課題分析や好事例の横展開を行う。

○ 次期成年後見制度利用促進基本計画の策定に伴い、指標の必要事項に係る調査内容の全面的な見直し等を行う。

○ 国が実施する研修について、「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に対応するための人材養成を行う。

3 費用内訳

○ 成年後見制度利用促進体制整備研修	63,304千円(50,136千円)
○ 任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業	118,182千円(98,300千円)
○ 成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等一式	26,991千円(22,838千円)

権利擁護人材育成事業

1. 目的

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

2. 事業内容

（1）権利擁護人材の養成研修の実施

- 成年後見制度の利用に至る前の段階で介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や、成年後見制度の下で身上保護等の支援を行う「市民後見人」の養成

（2）権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

- 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制の構築
- 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

3. 実施主体

都道府県（負担割合：国2／3　都道府県1／3）

4. 令和9年度概算要求額

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）**86億円**の内数（令和8年度予算：86億円）

成年後見制度利用支援事業（高齢者関係）

1. 目的

低所得の高齢者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用及び成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施に係る費用を交付する。

(1)成年後見制度の利用に要する費用に対する助成

① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者

② 助成対象経費

- 成年後見制度の申立てに要する経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用など）
- 後見人等の報酬

(2)成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布

② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催

③ 後見事務等を実施する団体の紹介等

3. 実施主体

市町村（負担割合：国 38.5/100　都道府県 19.25/100　市町村 19.25/100　1号保険料 23/100）

4. 令和9年度概算要求額

地域支援事業交付金**1，857億円**の内数（令和8年度予算：1，807億円）

障害者に対する成年後見制度関係予算事業について

令和9年度概算要求額
地域生活支援事業費等補助金626億円の内数

1　成年後見制度利用支援事業
・事業内容
　成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
・実施主体　市町村

2　成年後見制度法人後見支援・養成研修事業
・事業内容
①法人後見養成のための研修
②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
③法人後見の適正な活動のための支援
④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
・実施主体　①都道府県及び市町村　②～④市町村

3　成年後見制度普及啓発事業
・事業内容　成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
・実施主体　都道府県、市町村